

秋山委員提出資料

第 7 回建築基準法の見直しに関する検討会
(平成 22 年 6 月 16 日)

4. その他の意見 (5)大臣認定に関する意見

「大臣認定手続きの迅速化及び簡素化を図るべき」に関する追加資料と追加意見

(社)住宅生産団体連合会 秋山一美

1 現状の問題点

1.1 大臣認定制度

建築基準法は防耐火上の安全性、室内の衛生（空気質）等々について、構成方法と使用材料等を詳細に規定している。一般にあらかじめ定められた材料や構成だけで建築できないために個々の建築確認の以前に大臣認定の取得が必要になる。平成20年5月時点で、防耐火に関して防耐火構造（約6,300件）、防火材料（約5,300件）、その他防火設備等を含め、計13,965件が登録されている。技術革新により、材料、構法は常に新しい性能を求めて不断に更新されていくものであり、現制度による認定数は拡大の一方である。

1.2 大臣認定に要する日数(防耐火認定の場合)

(社)住宅生産団体連合会建築規制合理化委員会に参加する企業と団体に、過去2年間を目安に防耐火関係大臣認定に要した日数を調査した。有効データ24例（認定仕様数はこの数倍）を抽出し国交省受付日付を横軸に日数を整理した結果が下図である。

平均的な認定所要日数を推定すると、

試験予約～試験実施まで 225 日間

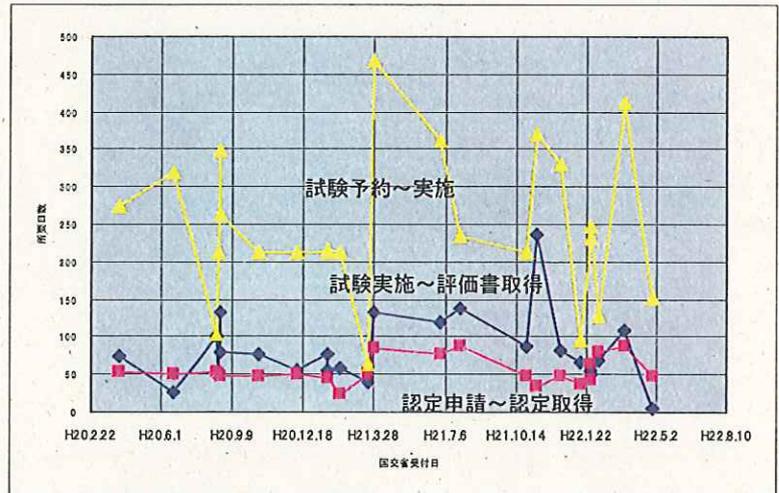
試験実施～評価書取得まで 75 日間

評価書取得～認定申請まで 14 日間

認定申請～認定書交付まで 50 日間

合計 364 日間（約1年間）

案件によっては600日以上かかる例もあるが概ね1年を要する。



1.3 課題の整理

なぜ試験予約から性能評価書取得までに225+75=300日間が必要なのか

防耐火性能に関する指定性能評価機関（試験機関）は6機関に限定され恒常的に混雑している。予約から試験実施までの所要日数が225日と異常に長く、また、試験結果に基づく性能評価は、機関が月1回開催する委員会を待つ事情等もあって約75日間を要している。

なぜ大臣認定申請から大臣認定書交付までに50日間を要するのか

防耐火以外を含めた全ての大臣認定申請案件は高い専門性をもつ指定性能評価機関が評価したものであるが、その内容について、国土交通省は再度のチェックを行なっている。この作業は非常に膨大なものになる。防耐火性能に係る大臣認定は1仕様1認定が原則とされており、この適用を厳格に行うために、明らかに防耐火性能に影響を与えないと考えられる部材の違いや、明らかに性能が優位となる場合であっても、部材の仕様ごとの認定が行われるようになった。その結果、非常に多くの試験と認定が必要になった。最終的に認

定を行う国土交通省は、内容確認に膨大な時間を要し、担当官の処理キャパシティを圧迫している。（具体事例：参考資料）

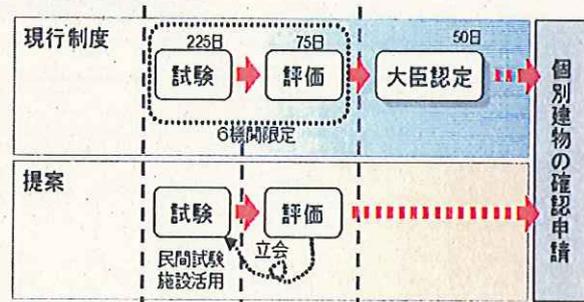
大臣認定取得に長期間・過大な費用を要することの弊害

一つの要素技術を商品展開するためには、複数の防耐火認定を必要とし、試験が必要な場合は数百万円の費用が発生する。これらの費用等は市場における最終価格に反映されることになる。海外で使用されている優れた構造材料は、それが極めて一般的に普及しているものであっても大臣認定取得が必要であり、負担と期間は市場投入の障壁になっている。

2 課題解決の提案

2.1 試験・評価を民間に開放すべきである(大臣認定の廃止)

技術革新と国際化に対する評価、認定等の体制が追いついていない。これは民間の資源を有効に活用することで解決すると考える。建物の安全性の確保は全てに優先することを念頭に右図改善案を提案する。



- ・ 現行の大臣認定に代わる性能認定の制度を検討されたい。国は個々の材料や製品を監視しなくても、適切な運用を監視することで安全を確保することができる。
- ・ 試験機関と評価機関の分離を可能とし、試験装置の管理を含めた試験の方法について基準を設け、これらの実効性を勘案した性能評価を、第三者性と高い専門性を備えた評価機関が行う仕組みを作れば安全性を損なう事は無い。上図のように評価機関が試験に立ち会う仕組みにすれば、より確実で効率的なものになる。
- ・ 信頼できる性能評価機関の認定書を根拠に、特定行政庁や民間確認検査機関は個別建物の法適合を判断することができる。
- ・ 試験に30～60日を要し、評価に30日を要したとしても最大3ヶ月間で性能認定書を発行できる。

2.2 性能評価基準を明確にして運用上の混乱や不合理を解決すべきである。

1仕様1認定の原則は、1つの認定が適用できる範囲を狭くする。妥当な場合もあるが、事務的な判断が不合理な運用を招くこともある（参考資料）。性能評価に際し、大臣認定対象とできる複数仕様の特定の手法や認定適用の範囲等に関する基準等を整備し、明示すべきである。

2.3 建築確認の負担を軽減するこれら事前の性能評価の仕組みは、より積極的に活用を図るべきである。

防耐火に限定せず、構造その他の性能評価についても、同様の柔軟で効率的な審査・評価の仕組みとすることで建築確認現場の負担は軽減される。これにより、慎重な建築確認を行う必要がある申請物件に対して審査側の注力を容易にする。

参考資料:現行制度運用における問題点の具体例

■過去の認定が活かさない事例

事例. 屋根の飛び火性能に関する認定

- ・ 既認定の構造名「塩化ビニル系樹脂シート・ガラス繊維入ポリエチレン系樹脂シート・繊維板・押出法ポリスチレンフォーム保温板・フェノールフォーム保温板・ポリエチレンフォーム表張／コンクリート系下地屋根」
- ・ 上記既認定の層構成で、“ポリエチレンフォーム表張”を“住宅用プラスチック系防湿フィルム JIS A6930”に置き換えた仕様について、既認定の飛び火試験において当該材料の層まで影響していないことが確認できるため、あらたな試験を伴わない評価を依頼したところ、“構法が異なる”という理由で受付されなかった。
- ・ 新たな試験を伴わない評価が活用できるように、運用基準等を整備し公表すべき。

■1仕様1認定の原則の強化が、仕様の細分化を招いている事例

事例. 外壁防火構造に関する認定

- ・ 外壁防火構造の内装材仕様：熱抵抗値を示して、最も不利な試験体で試験を行うことで材料のバリエーション（せっこうボードと窯業系サイディングなど）を認めてもらっていたが、同一材料の厚さのバリエーションしか認められなくなった。

事例. 外壁防火構造の有機断熱材仕様

- ・ フェノール系、ポリスチレン系では、炭化の影響でフェノール系の防耐火性能が高いが、両者を包含した申請を認めてもらえない。

事例. その他の仕様の細分化事例

- ・ 防火構造に係る認定の申請仕様に、壁パネル接着剤の有機量、加熱発泡材用粘着材、断熱材のポリエチレン外被、鋼板のめっき種類、飛び火認定の野地板留付けなど本来防火性能に直接関わらないと思われるものや、常識的にほとんど影響を及ぼさないものまで記入を求められており、しかも認定の都度記載範囲が増えていく。防火性能への影響が非常に軽微と思われる仕様は、無意味に適用範囲を狭めることになる。

■その他

事例. エキスパートが作成した性能評価書が、なぜ再度審査されるのか

- ・ 外壁単板で防火構造の試験を受けた際に、判定基準に対する余力が10%を下回った。余力が少ないことを理由に国土交通省において板厚・比重の公差の範囲を狭めるよう指示があった。誤字脱字や単なる表現上の注意なら差し支えないと思われるが、評価内容に関わる事項まで指摘、制限されることが理解できない。

事例. 評価基準にばらつきがある

- ・ 性能評価機関である程度判断、評価がばらつくのは致し方ないが、外壁シーリング材は可燃物で不利とみなすか、燃え代として有利とみなすかなど全く逆の評価を与える例がある

以上